

官製談合など
起訴内容認め

精華町元職農と
業者 京都地裁

京都府精華町発注の排水
路整備工事入札を巡り、最
低制限価格に近い金額を漏
らし見返りとして業者から
現金を受け取ったとして、
官製談合防止法違反と加重
収賄の罪に問われた元町職
員の北庄司篤被告(44) 〓
懲戒免職 〓は20日、京都地
裁(入子光臣裁判長)で開
かれた初公判で起訴内容を
認めた。

罪に問われた土木事業岩
井勝則被告(55)も起訴内
容を認めた。

檢察側は冒頭陳述で「岩
井被告が長年、公共工事を
受注していたため、2人は
以前から顔見知りだった」
と指摘。北庄司被告は岩井
被告の求めに応じ、201
6年5月以降に最低制限価
格に近い金額を漏えいする
ようになったとした。

起訴状によると、北庄司
被告は監理課主幹だった18
年10月、入札で岩井被告の
会社へ便宜を図った謝礼と
して、現金10万円を受け取
ったなどとしている。

毎日 5/21 (朝刊)

奈良 5/21

2被告 起訴内容認める

精華・官製談合 地裁初公判で

精華町発注の公共工
事を巡る官製談合・加
重収賄事件で、官製談
合防止法違反と加重
収賄の罪に問われた元
町職員の北庄司篤被
告(44) 〓大津市、懲戒
免職 〓と、公契約関係
で販売入札妨害と贈賄
の罪に問われた同町
の土木事業、岩井勝
則被告(55) 〓同町 〓の

起訴状などによる
と、北庄司被告は町発
注工事の入札手続きを
所管する事業部監理課

の主幹だった2018
年10月、工事2件の入
札につき、落札の下限
額(最低制限価格)の
算出基準となる参考値
(1567万9000
円と7222万300
0円)を事前に岩井被
告に漏えいし、岩井被
告が経営する「構東建
設」が1件を同額、も
う1件は岩井被告が興
業経営する「岩井組」
が8000円低い額で
落札。北庄司被告は同
年12月に見返りとして

現金10万円を岩井被告
から受け取ったとして
いる。

欠けていたため、贖見
知りだった北庄司被告
に頼んで16年5月から
参考値を教えてもらう
ようになり、多くの公
共工事を受注して北庄
司被告に現金を与える
ようになったとした。

工事2件のうち、同
業の2社も入札した1
件で岩井被告は330
万円の利益を得た。他
の8社も入札したもう
1件では1400万円
以上の利益を得る予定
だった。「国本よんじ

読売 5/21 (朝刊)

精華町贈賄罪状認める

精華町発注の排水路整備工事
を巡り、入札情報を業者に漏ら
したとして、加重収賄罪などに
問われた元町監理課主幹(懲戒
免職)の北庄司篤被告(44)と、
贈賄罪などに問われた土木事業
業者岩井勝則被告(55)の初公判が
20日、地裁であり、2人は起訴
事実を認めた。

起訴状によると、北庄司被告
は昨年10月の入札で、最低制限
価格に關わる非公表の価格情報
を岩井被告に漏らした見返りに
10万円を受け取ったなどとされ
る。

檢察側は冒頭陳述で、北庄司
被告は、入札手続きを所管する
監理課に異動した後の2016
年5月以降、岩井被告の要求に
応じて価格情報を漏らすよう
になったと指摘。昨年10月の入札
を巡っては、町役場内のトイレ
で現金の授受が行われたことを
明らかにした。

精華町元係長ら 起訴内容認める

官製談合初公判

精華町発注の排水管工事の入札で業者が非公開の価格情報を漏らしたとされる

事件で、官製談合防止法違反と加重収賄の罪に問われた元町監理課係長の北庄司(被告44)と大津市、4月に懲戒免職の初公判が20日、京都地裁であった。被告は「間違いない」と起訴内容を認めた。

起訴状によると、北庄司被告は昨年10、11月、2件の工事の最低制限価格の根拠となる価格を精東建設(精華町)などに漏らしたうえ、うち1件の落札の謝礼として、同社社長から役場で10万円を受け取ったとされる。公契約関係競売入札妨害と贈賄の罪に問われた同社社長の岩井勝則(被告55)も、この日の初公判で「間違いない」と起訴内

容を認めた。検察側は冒頭陳述で、2人は顔見知りで、北庄司被告が町監理課監理係に配属された2016年4月以降、岩井被告から入札の参考価格を尋ねられるようになり、その額を漏らし始めたと指摘。岩井被告はその見返りに現金を渡すようになったとした。

精華の官製談合 元町職員が 漏洩認める

精華町発注の排水路整備工事入札を巡り、最低制限価格に近い金額を漏らし見返りとして業者から現金を受け取ったとして、官製談合防止法違反と加重収賄の罪に問われた元町職員の北庄司(被告44)と懲戒免職の初公判が20日、京都地裁(入子光臣裁判長)で開かれた。公競売入札妨害と贈賄の罪に問われた土木工業業、

岩井勝則被告(55)も起訴内容を認めた。

検察側は冒頭陳述で「岩井被告が長年、公共工事を受注していたため、2人は以前から顔見知りだった」と指摘。北庄司被告は岩井被告の求めに応じ、平成28年5月以降に最低制限価格に近い金額を漏洩するようになったとした。起訴状によると、北庄司被告は監理課主幹だった30年10月、入札で岩井被告の会社へ便宜を図った謝礼として、現金10万円を受け取ったなどとしている。

元町職員漏えい認める

精華汚職初公判 贈賄側経営者も

京都府精華町発注の下水道工事の入札を巡る汚職事件で、加重収賄などの罪に問われた精華町元職員北庄司(被告44)と、贈賄などの罪に問われた同町の建設会社「精東建設」経営、岩井勝則被告(55)の初公判が20日、京都地裁(入子光臣裁判長)で開かれた。いずれも起訴内容を認めた。

話で岩井被告に伝え、岩井被告は同年12月見返りに同町役場で現金10万円を北庄司被告に渡すなどしたとしている。

起訴状によると、北庄司被告は昨年10月、精華町内の下水道工事の一般競争入札で、最低制限価格の根拠となる非公開情報を携帯電話

検察側は冒頭陳述で、町の公共工事の入札手続きの担当だった北庄司被告は2016年5月以降、岩井被告の求めに応じて非公開の情報をもらっていたと指摘。岩井被告は工事を落札したことで、約330万の利益を得たとし、見返りとして町役場のトイレで北庄司被告に現金を手渡したと述べた。

京都 5/22 (朝刊)

官製談合事件

精華町長ら減給

職員起訴で引責

精華町は21日、官製談合防止法違反などの疑いで町職員(4月26日付で懲戒免職)が逮捕、起訴されたことを受け、町長と副町長の給与をそれぞれ10分の1減額する条例改正案を町議会に提出した。全会一致で可決された。

条例改正で、木村要町長は4カ月、大植辰治副町長は3カ月の間、現在行っている措置(町長10%、副町長7%)から25%に減額する。

木村町長は「町の最高責任者として政治的、道義的責任を痛感し、自戒措置として減額をお願いする」と提案理由を説明した。

(高橋町長)